

ハンセン病被害者サポートセンター設立10周年記念講演会 機能しなかった司法～差別・偏見が起こした『菊池事件』

主催 岡山弁護士会

共催 中国地方弁護士会連合会

岡山弁護士会では、ハンセン病被害者サポートセンター設立10周年を迎え、以下のとおりハンセン病患者隔離政策に対する法律家の責任について考える講演会を開催いたします。事前予約不要・参加費無料でどなたも参加できますので、是非ご参加下さい。

日 時：平成25年8月24日（土） 午後2時～午後5時
（開場 午後1時30分）

場 所：岡山弁護士会館2階 大会議室
〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

問い合わせ：岡山弁護士会（086-223-4401）

※会場に駐車場はありません。来場は公共交通機関をご利用下さい。

プログラム

- ◇開会挨拶◇
- ◇ハンセン病被害者サポートセンター活動報告◇
- ◇菊池事件の概要説明◇
- ◇講演1「菊池事件の再審請求の必要性及びその課題」（仮題）◇
神戸学院大学教授 内田博文氏
- ◇講演2「菊池事件と法律家の責任」（仮題）◇
菊池事件再審弁護団代表 徳田靖之氏
- ◇質疑応答◇
- ◇閉会挨拶◇

「**菊池事件**」とは・・・1951年（昭和26年）、熊本県北部の山村でダイナマイト爆

破事件があり、近所に住むFさん（29歳）が犯人と見られて逮捕され、懲役10年の判決が言い渡されました。Fさんは控訴しましたが、控訴審中にハンセン病療養所内に設置された代用監獄から脱走しました。その後、ダイナマイト事件の被害者が殺害されましたが、この殺人事件もFさんの犯行とされ、結果、Fさんは死刑判決を受け、1962年（昭和37年）9月14日に死刑執行がなされました。この一連の事件を菊池事件と呼んでいます。

事件の背景にはハンセン病に対する差別・偏見が存在しました。Fさんは1951年に熊本県衛生課からハンセン病療養所への入所勧告を受けていたのです。裁判はハンセン病療養所や医療刑務所内に特設された法廷で行われ、国選弁護人は事前の打合せすら満足にせず、殺人等の事実を否認しているにも関わらず、全ての調書を同意しました。提出された証拠などは菜箸で挟んで示され、裁判官、検察官、弁護人いずれも審理中に白衣を着て、早く審理を終了することを求めていると言われていています。法と証拠に基づいた公正な裁判とは言い難い審理でした。